

## 大和市条例第9号

### 大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和市国民健康保険税条例（昭和27年大和町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「(当該納税義務者を除く。)」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の大和市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度分以後の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。